

信頼される議会めざして

議会基本条例を制定しました

戸田市議会では、戸田市議会議員信条や戸田市議員報酬等の特例に関する条例の制定、また、一般質問における一問一答方式や議会モニター制度の導入など、議会が担うべき機能の充実に努めてきました。

議会では、さらに、将来にわたって市民の信託に応え、市民

福祉の向上と市政の発展に全力で取り組んでいくため、議会基本条例の制定に向け議論を重ねてまいりました。

その結果、平成24年2月6日の臨時会・本会議で「戸田市議会基本条例」を全議員一致で可決し、公布・施行いたしました。

◎条例の特徴

1 本会議や委員会を原則公開とし、市民の意見を議会活動に反映することができるようモニター制度やパブリックコメント制度などを活用します。

2 二元代表制のもと、市長等と常に緊張ある関係を保ち、事務執行の監視・評価や政策提言を行います。

3 議員間における討議を通じて、合意形成に努めるとともに、政策の立案から提案に至るまでの経緯など5項目に着眼して政策議論を行います。

条例を生きたものとするには、制定後の推進体制が最も大事なことの一つであります。ますます市民の皆様が議会に対して関心をお寄せいただけますように、今後も検討を重ねてまいりますので、よろしくお願いたします。

戸田市全景航空写真



議員間討議で 議会の意見集約へ

とだ議会だより

戸田市議会基本条例 保存版



特別号 No.172

2012年(平成24年)3月1日